



幕監査第108号

令和5年8月24日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町監査委員 八重柏 新 治



幕別町監査委員 藤 谷 謹 至



令和4年度幕別町水道事業会計経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度幕別町水道事業会計の資金不足比率について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和4年度幕別町水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の概要

1. 審査の対象

資金不足比率

2. 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月21日まで

3. 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、必要に応じ説明を聴取するなど、幕別町監査基準に準拠し実施した。

第2 審査の結果

1. 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその基礎となる事項を記載している書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査に付された比率については、次のとおりである。

(単位：%)

比 率 名	令和4年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	20.0

2. 個別意見

流動資産の額が流動負債等の額を上回っており、資金不足額は無い。

3. 是正改善を要する事項

資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその算定方法等について特に指摘事項はない。